

## 告 示

### 埼玉県告示第三百二十三号

令和五年埼玉県告示第千二百一十一号で公示した公共測量は、令和六年二月二十九日終了した旨測量計画機関である春日部市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕